平成２５年（フ）第７２号
兵庫県三木市細川町中里448番地の３、住民票上の住所兵庫県小野市高山町1834番地の43
債務者　今安　美穂（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６号
神戸市灘区徳井町５丁目４番９号　マエタケマンション201、従前の住所神戸市中央区脇浜町１丁目３番３―506号
債務者　遠藤　直臣
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０７号
神戸市垂水区東舞子町18番61―205号
債務者　岩本あゆ美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０８号
愛知県津島市天王通り６丁目66番地２　サンパーク津島601号
債務者　大野　綾野
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目１番地２県営山代住宅３号棟15号室
債務者　本間　静代（旧姓安本・香川）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第９号
長野県小諸市大字塩野1929番地
債務者　高橋　尚文
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１７１８号
東京都葛飾区高砂２丁目30―８―101
債務者　伊藤　昌義
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７１９号
東京都江東区北砂３丁目33―２　第二平和荘201
債務者　増田　　茂
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７２０号
東京都新宿区新宿６丁目４―16―103
債務者　久保田樹里
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９５号
東京都葛飾区東新小岩５丁目16―22―104
債務者　富澤　美和
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３０号
東京都板橋区坂下２丁目15―13―302
債務者　吉田　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３２号
埼玉県春日部市大枝89　武里団地１街区15棟306号
債務者　中尾　春美
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３９号
東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目11―13　目黒アパート
債務者　古谷　俊明
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８５６号
東京都板橋区加賀２―18―２―Ｃ―203、住民票上の住所青森県青森市大字石江字江渡105―69
債務者　木村　真一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８５７号
東京都江東区亀戸７丁目30―19　渡辺第２ビル201
債務者　伊東　靖惠
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部